

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の 基本的な方向性について（案）

平成26年12月18日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、平成26年6月からこれまで13回にわたり、34の関係団体からヒアリングを行うとともに、個々のサービスや横断的な項目について、現状と論点を整理した上で検討を積み重ねてきた。
- 前回の検討チームをもって必要な議論が一巡したことから、これまでの検討チームでの議論を踏まえ、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について、一定整理を行いとりまとめることとした。
- なお、具体的な改定内容については、介護報酬における対応等を踏まえつつ、予算編成過程を経て決定されるものである。

I 福祉・介護職員の処遇改善

【基本的考え方】

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価を行う。
- また、良質な人材の確保等を図る観点から、事業所の体制を評価する福祉専門職員配置等加算について、併せて見直しを行う。

【対応の方向性】

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算を維持しつつ、更なる資質向上等の取組を進める事業所を手厚く評価するための区分を新設する。
- 新設する区分の算定要件として、現行の加算のキャリアパス要件とされている、
 - ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方を満たすことを要件とし、併せて、定量的要件として、積極的に賃金改善以外の処遇改善の取組を実施していることを確認するため、近年に新たに実施した取組を要件とする。
- また、福祉専門職員配置等加算（I）について、専門職員の配置割合がより高い事業所に対して単位数の引き上げを行う。

Ⅱ 障害福祉サービス等の充実と適正な実施等

【基本的考え方】

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行を更に進めるとともに、生活の場としてのグループホーム等の充実を図る。
- また、個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進する。
- 一方、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえ、サービスの適正実施の観点から所要の見直しを行う。

【主な改定項目】

- ① グループホームにおける重度者支援の充実
- ② 地域移行に向けた支援の充実
- ③ 就労移行後の定着実績の評価
- ④ 工賃向上に向けた取組の推進
- ⑤ 計画相談支援の強化
- ⑥ 強度行動障害を有する者に対する適切な対応
- ⑦ 障害児支援の充実
- ⑧ サービスの適正な実施等

① グループホームにおける重度者支援の充実

【基本的考え方】

- 施設や病院からの地域移行を進める上で、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えたニーズの高まりを踏まえ、重度障害者への支援の更なる充実を図る。

【対応の方向性】

◆ 基本報酬の重度者への重点化

基本報酬について、障害支援区分の高い利用者に係る報酬への重点化を行う。

◆ 重度障害者に対する支援の充実

重度障害者支援加算について、現行の体制加算から、重度障害者に対する支援を個別に評価する加算へと単位数を含めて見直すとともに、一部の従業者に対して一定の研修の受講を促すことにより資質の向上を図る。

◆ 夜間・深夜の時間帯における支援の充実

現行、利用者4人以下の場合に一律となっている夜間支援等体制加算の単位数について、より少人数の区分を設けて単位数の引き上げを行う。

◆ 個人単位の居宅介護等の利用に係る経過措置の延長

介護サービス包括型における個人単位の居宅介護等の利用に係る経過措置を3年間延長する。

② 地域移行に向けた支援の充実

【基本的考え方】

- 退院・退所の意思が明確でない障害者に対し、早期の地域移行に向けた支援が図られるよう、サービスの柔軟な活用や地域生活を体験する機会を確保する。

【対応の方向性】

- ◆ サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担の評価
施設・病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行った場合の加算を創設する。
- ◆ 障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊に係る利用制限の見直し
1回の支給決定で90日以内かつ15日までとされている体験利用等に係る利用制限期間を延長する。

③ 就労移行後の定着実績の評価

【基本的考え方】

- 就職時の適切なマッチングや継続的な職場定着支援を推進することにより、一般就労に移行した障害者の更なる職場定着を促進する。

【対応の方向性】

- ◆ 一般就労移行後の定着実績(定着期間)に応じた評価への見直し
現行、基本報酬で評価されている期間(就労移行後6月)経過後についても、職場定着の期間に応じて加算により評価を行う。

④ 工賃向上に向けた取組の推進

【基本的考え方】

- 工賃向上に向けた取組を更に推進するため、目標工賃の達成やそのための体制整備に積極的に取り組む事業所をより評価する。

【対応の方向性】

- ◆ 事業所の取組実態に応じた評価への見直し
目標工賃達成加算、目標工賃達成指導員配置加算について、目標工賃の達成実績や工賃向上に向けた体制整備への取組状況に応じた評価ができるよう算定要件を見直す。

⑤ 計画相談支援の強化

【基本的考え方】

- 平成27年度から、市町村の支給決定に際してサービス等利用計画案の作成が義務化されることに伴い、適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、計画相談支援・障害児相談支援の充実を図る。

【対応の方向性】

◆ 質の高い相談支援体制を整備する事業所に対する評価等

整った人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価する加算を創設する。また、よりきめ細かな支援の実施を図る観点から、サービス利用状況の定期的な検証(モニタリング)について検討する。

◆ 支援の初期段階におけるアセスメント等の業務負担の評価(障害児相談支援)

障害児相談支援において、保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価する加算を創設する。

⑥ 強度行動障害を有する者に対する適切な対応

【基本的考え方】

- 障害福祉サービス等従事者の研修受講によるスキルアップ等により、虐待防止の観点も含め、強度行動障害を有する者への適切な支援を推進する。

【対応の方向性】

◆ 行動援護事業者と重度訪問介護事業者が連携して支援を行った場合の評価

従前、サービスを提供していた行動援護の従業者が、重度訪問介護の従業者に同行して利用者の居宅を訪問し、必要な指導・助言を行った場合等に加算により評価を行う。

◆ 強度行動障害支援者養成研修を受講した職員に対する評価

施設サービス等において、強度行動障害支援者養成研修を受講した職員の配置を要件として加算により評価を行う。

⑦ 障害児支援の充実

【基本的考え方】

- 本年7月にとりまとめられた「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書において、今後の障害児支援の在り方として、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を基本理念に、①地域における「縦横連携」の推進、②ライフステージごとの個別支援の充実、③医療・福祉の連携、④家族支援の充実、⑤さらなるサービスの質の確保の5つの柱に沿った提言がなされていることから、これを踏まえた現行報酬の見直しを行う。

【対応の方向性】

◆ 支援の質の確保のための職員配置の評価（通所サービス）

「児童指導員」等の有資格者を配置し、又は加配（配置基準以上の指導員を配置すること）した場合の評価を行う。

◆ 家族に対する相談援助等の評価（通所サービス）

障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に算定される家庭連携加算について、児童発達支援を利用した同一日にも算定可能とする。

◆ 重症心身障害児に対する支援の充実（通所サービス）

重症心身障害児を受け入れる事業所に係る定員6人以上10人以下の報酬単価を見直し、小規模事業所における追加的な利用者受入れのインセンティブを高める。

また、重症心身障害児を手厚い人員配置で受け入れ、営業時間を延長して支援を行った場合に算定される延長支援加算について、単価の引上げを行う。

◆ 一定の目的を持った短期的な入所（有期・有目的入所）の評価（施設サービス）

短期間のサイクルで、入所・退所調整に時間、労力を要する「有期・有目的入所」の対応を行った場合に評価を行う。

⑧ サービスの適正な実施等

生活介護の開所時間減算の見直し

【基本的考え方】

- 生活介護については、サービス提供実態が様々であり、開所時間にもばらつきが見られることから、開所時間に係る減算を見直し、サービス提供の適正化を図る。

【対応の方向性】

◆ 4時間以上の開所時間に係る減算の適用

現行、開所時間が4時間未満の場合に適用される開所時間減算について、減算の対象区分等を見直す。

就労移行支援の就労移行実績がない場合の減算の見直し

【基本的考え方】

- 事業の趣旨を踏まえ、就労定着の実績がない事業所に適用される減算を見直し、サービス提供の適正化を図る。

【対応の方向性】

◆ 就労移行実績がない場合の減算の見直し

現行、過去3年間、就労定着実績がない場合に適用される減算の適用期間等を見直す。

就労継続支援A型の短時間減算の見直し

【基本的考え方】

- 就労継続支援A型については、かねてより利用者の利用時間が短い事業所の問題が指摘されていることから、短時間利用に係る減算を見直し、サービス提供の適正化を図る。

【対応の方向性】

◆ 利用者1人あたりの1日の平均利用時間に応じた減算への見直し

現行、短時間利用者の割合が5割以上の場合に適用される短時間利用減算について、利用者1人あたりの1日の平均利用時間に応じた減算に見直す。

障害児通所サービスの開所時間減算の見直し

【基本的考え方】

- 児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、開所時間にばらつきが見られることから、開所時間減算を見直し、サービス提供の適正化を図る。

【対応の方向性】

◆ 4時間以上の開所時間に係る減算の適用

現行、開所時間が4時間未満の場合に適用される開所時間減算について、減算の対象区分等を見直す。

食事提供体制加算の時限措置の延長と見直し

【基本的考え方】

- 平成27年3月までの時限措置として、通所サービス等に係る食費のうち人件費相当として給付されている食事提供体制加算について、当該加算の取得実態を踏まえ、時限措置を延長するとともに、現に要する費用の実態から見直しを行う。

【対応の方向性】

◆ 時限措置の延長と加算単位数の見直し

時限措置を3年間延長するとともに、現に要する費用の実態に鑑み単位数を見直す。

施設利用者の食費・光熱水費を補填する「補足給付」の見直し

【基本的考え方】

- 施設サービスにおける食費・光熱水費に係る基準費用額について、経営実態調査等における直近の費用の実態等を勘案し見直しを行う。

【対応の方向性】

◆ 費用の実態等を踏まえた基準費用額の見直し

経営実態調査等における直近の費用の実態等を勘案し、基準費用額を介護保険と同程度の水準に見直す。

Ⅲ その他

① 地域区分の見直し

地域区分については、前回改定において国家公務員の地域手当に準拠する見直しを行ったところであるが、国家公務員の地域手当が平成27年度から段階的に見直される予定であることから、これを踏まえた所要の見直しを検討する。

② 訪問系サービスに係る国庫負担基準の見直し

国庫負担基準については、重度障害者の利用実態を考慮した水準設定を行う観点から、重度障害者の割合が一定以上である市区町村について、重点的な対応を図るための見直しを行う。

③ 物価動向の反映

前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、所要の見直しを行う。